

平成 2 1 年 1 月
沖 縄 県

建設工事における設計金額の事前公表の取り止めについて

1 理由

設計金額の事前公表は、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害を踏まえ、競争入札の公正な競争を確保するため、設計金額の事前公表を取り止めることとしました。

2 対象工事

本庁契約で設計金額 5, 0 0 0 万円以上の建築・土木・その他の工事
本庁契約で設計金額 2, 5 0 0 万円以上の管・電気・ほ装工事

3 実施時期

平成 2 1 年 1 月 2 6 日以降に指名通知及び入札公告を行う案件から設計金額の事前公表を取り止めます。

4 予定価格の公表

従来どおり契約締結後、速やかに公表します。

5 再入札

- (1) 入札回数は 2 回までとします。
- (2) 再入札は開札日以降に行います。
- (3) 再入札において工事費内訳書の提出は不要とします。

6 その他

本年度の実施結果を踏まえ、平成 2 2 年度以降は対象工事を拡大します。

7 設計金額の公表の廃止に伴う協力依頼

設計金額の公表の取り止めに伴い、情報管理の徹底を図る観点から執務室への入室制限を行うこともありますので御協力をお願いします。

8 留意点

予定価格や最低制限価格等の情報提供を求める等の不当な行為を行った業者は、厳に指名停止措置等を行います。

9 問い合わせ先

沖縄県土木建築部土木企画課
建設業指導契約班

TEL : 0 9 8 - 8 6 6 - 2 3 8 4

FAX : 0 9 8 - 8 6 6 - 2 3 9 9